

【選定療養に関するお知らせ】

規定回数を超えて受けた検査について

健康保険法等に基づき、厚生労働大臣が定める回数を超えて行う検査（選定療養）は、規定回数を超える部分について患者さんに費用をご負担いただきます。

診療の名称	01：検査 （厚生省区分：保険規定回数を超えて行う検査）
徴収額（1 回につき）	1,364 円（税込）
徴収開始年月日	令和 5 年 1 月 1 日

独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院